

市川市下水道事業経営戦略改定 ～令和7年3月策定予定～

計画期間（令和7年度～令和17年度）

1. 経営戦略改定の概要

経営戦略とは、公営企業が将来にわたり継続的かつ安定的な事業運営を行うために策定する、中長期的な経営の基本計画であり、本市では、令和2年3月に「市川市下水道事業経営戦略（以下経営戦略）」を策定している。

本経営戦略は、策定時から5年が経過することから、事業の進捗状況の分析を行ったうえで、人口動向や更新費用などの経営環境の変化を令和7年度以降の投資財政計画に反映し、実効性のある経営戦略として令和6年度に改定を行う。

改定のポイント 投資・財政計画の見直し ⇒ 投資試算 未普及対策事業費の見直し
財源試算 計画期間内で収支均衡を図るため使用料改定の検討
経費回収率向上に向けたロードマップの作成

2. 事業概要（令和5年末時点）

経営戦略 P.1～3

○事業の現況

事業	施設区分	数量	備考
下水道	管路施設	623km	
	処理場	1 箇所	菅野終末処理場
	ポンプ場	12 箇所	菅野ポンプ場、真間ポンプ場、大和田ポンプ場 他 9 施設 (市川南ポンプ場は、現在整備中)

○経営比較分析表を活用した現状分析 ※（）は令和4年度実績の類似団体平均

経営の健全性	経常収支比率	99.28%	(107.29%)
経営の効率性	経費回収率	97.86%	(101.87%)
老朽化の状況	管路老朽化率	10.19%	(12.40%)

3. 将来の事業環境

経営戦略 P.4～7

- 人口、有収水量 本市の人口は、減少していくことが見込まれる。一方水洗化人口、有収水量は下水道整備の進捗に伴い、令和16年度までは増加を見込むが、長期的には減少を見込んでいる。
- 施設の見通し 未普及対策：下水道未整備地域の整備拡大による整備費用及び企業債元金、利子償還金の増大。長寿命化対策：令和5年度末管渠総延長の623キロメートルのうち、法定耐用年数50年を超えた管渠は63.51キロメートルあり、今後も増加する見込み。菅野終末処理場も、法定耐用年数50年を経過しているため、老朽化の進行による更新費用の増大を見込む。
- 使用料の見通し 下水道整備拡大に伴い、下水道使用料は増加を見込むが、現行使用料水準では収支均衡は困難。
- 外部環境 物価及び金利は上昇傾向であるため、維持管理費用及び利子償還金は増加傾向。

4. 経営の基本方針

経営戦略 P.7

(1) 基本理念、基本方針

【基本理念】「未来につながる下水道 うるおいとやすらぎのまちを目指して」

基本方針 1「安心な暮らしを支える下水道」 基本方針 2「快適な暮らしにつながる下水道」

基本方針 3「未来に生きる下水道」

(2) 事業内容

基本理念、基本方針に基づき下水道事業を計画的に運営するための事業内容を下記に示す。

経営戦略 P.7

事業名	事業内容	目標	目標年度
未普及対策事業	市街化区域の下水道未整備地域の整備を進める。	下水道普及率 97%	令和16年度
浸水対策事業	整備優先区域に定めた、市川南地区および高谷・田尻地区の雨水管渠やポンプ場の整備を進める。	整備優先区域における ・雨水整備率 15% ・市川南ポンプ場整備率 100%	令和17年度 令和8年度
	建替を予定している行徳地域のポンプ場建替事業を進める。	河原ポンプ場 建替完了	令和14年度
総合地震対策事業	下水道総合地震対策計画（中期計画）に基づき、分流地区の耐震化を実施する。	計画対象管路の耐震化完了	令和7年度
長寿命化事業	計画的かつ効率的に管理するため、「下水道ストックマネジメント計画」に基づき事業を進める。	・管渠施設 改良率 80% (真間・菅野処理区) ・処理場等 更新完了 ・4 ポンプ場 更新完了	令和17年度 令和12年度 令和17年度
経営基盤の構築	持続可能な下水道経営の基盤を確立する。使用料を令和10年度、令和14年度に改定する。	・経費回収率 100%以上を達成 ・補てん財源の確保	令和10年度 計画期間内

(3) 使用料の改定計画について

経営戦略 P.5～6

○改定目標：下水道使用料で必要経費を賄えるよう、事業の経費回収率を100%とし、維持していくことを目標とする。

- ・毎年度において企業債の返済に充てるための資金が不足となることがないように、補てん財源がプラスであること
- ・下水道使用料単価を国の求める150円/m³以上達成（令和5年度 146円/m³）
⇒計画期間内(令和7年度～令和17年度)で収支均衡するものの、単年度で発生する不足分については(※)分流式下水道等に要する経費として繰入可能となる。

○改定時期：令和10年、令和14年以降4年ごと

<改定時期について>

- ・現況の物価高騰の影響等、市民生活への影響に十分配慮する必要があること。
- ・安定的な運営ができるように、補てん財源不足に陥ることがないこと。
- ・国の指針に基づき、5年に1回以上の頻度で使用料改定の必要性の検討を行うこと。
⇒これらを考慮して次期改定を令和10年として計画に位置付ける。

<4年ごとの改定について>

- ・使用料改定の効果の検証及び次期使用料改定率案の検討（2年）
- ・下水道事業審議会への諮問及び答申（1年）
- ・市川市下水道条例の改正及び市民周知（1年）

